

# 第 1 章 認定更新・定期診査・補償給付

## 1. 認定の更新

本制度では、認定疾病ごとに下記のとおり認定の有効期間を定めています。

- ア 慢性気管支炎・気管支喘息・肺気腫及びその続発症 …………… 3年
- イ ぜん息性気管支炎及びその続発症 …………… 2年

なお、病像の変化により、ぜん息性気管支炎が他の旧指定疾病に変わった場合は有効期間は3年になります。

有効期間内に認定疾病が治る見込みのないときは、期間満了日の属する月の3月前から被認定者は認定の更新を申請することができます。その際には医師の診断と必要な検査を受けることとなりますのでご協力ください。

貴院で実施できない医学的検査は、他の検査機関で検査を受けるようにご指導願います。

なお、診断書および医学的検査結果報告書は必ず厳封して患者に携行させてください。

◎ 認定更新の可否は大阪市公害健康被害認定審査会に諮って決定しますが、審査の過程で病状、検査所見などの詳細について、おたずねすることがありますので、その節はよろしくご協力くださいますようお願いいたします。

◎ 認定更新を受けた者（被認定者）に対しては、認定疾病及び病像の変化によって起こった旧指定疾病名を記載した公害医療手帳（別掲様式 66 頁）を交付します。

なお、公害医療手帳の有効期限が切れている場合には本制度による医療の取扱いは出来ませんのでご注意ください。

〈被認定者が認定更新を申請するために必要な書類〉

ア 認定更新申請書

イ 診断書（様式 1：大気系公害健康被害認定更新申請用……19 頁）

ウ 医学的検査結果報告書（様式 3：認定更新申請（同時障害補償費用<sup>請求</sup>見直し）用……21 頁）

※ なお、上記診断書等については 3 枚複写となっておりますが、文書料及び検査料請求書の控えともなっておりますので、3 枚目の〈医療機関控〉については、貴院にて保管してください。

〈添付資料〉

呼吸機能検査、心電図検査を実施した場合は検査ペーパーを、胸部 X 線検査を実施した場合はフィルム又は、画像情報を記録した媒体（CD・DVD）を添付してください。添付資料は審査が終わり次第お返しします。

## 参 考

- ◎ 「公害の影響による疾病の指定に関する検討委員会」では、慢性気管支炎は **Fletcher** の定義、気管支ぜん息は **American Thoracic Society** の定義、肺気しゅは肺気腫研究会の診断基準を用いるのが適切であると報告しています。（公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法〈旧法〉の制定に際し、厚生省(旧)の委託により研究検討の結果を昭和 45 年 3 月に報告）

### ◆ 慢性気管支炎

Chiba Guest Symposium (1959) において、フレッチャーらは、慢性気管支炎を「肺、気管支、上気道の局限性病巣によらないで起こるたんを伴った慢性、持続性のせきをもつもの。慢性とは、2冬連続して3ヶ月以上ほとんど毎日症状があること」と定義しており、その診断においては、十分な症状等の経過観察並びに他の疾患による症状との鑑別が特に重要とされている。

### ◆ 気管支ぜん息

**American Thoracic Society** (1962) では、「各種の刺戟に対する気管及び気管支の反応性増加があり、これが広範な気道狭窄を招来し、臨床的にはぜん鳴、咳嗽、発作性呼吸困難となって現れ、さらに、その重症度が自然に、あるいは治療によって変わることが重要である。しかし、肺、心、血管系の病変に由来する気管狭窄のある場合は除く」と定義している。したがって、気管支ぜん息の診断においては、気道の過敏性の証明および気道狭窄の可逆性の証明並びに他の疾患による症状との鑑別が特に重要とされている。

◆ 肺気しゅ

肺気腫研究会の分類と診断基準（昭和 38 年）

肺気腫

A び慢性肺気腫

I 慢性肺気腫

病歴、自覚症状、理学的検査、胸部 X 線写真上肺気腫に特徴ある異常を示すことを前提として、次のごとく区分する。

a. Highly suspected

(1) 基準 I

スパイログラムのみならず、望ましい検査として肺気腫、肺内ガスの分布その他できるだけ詳細な肺機能検査を行い、診断されたもの

(2) 基準 II

スパイログラムのみによる基準（1 秒率 55%以下）を満足するもの。MVV、MMP、気管支拡張剤による効果判定を参考にする。

b. Suspected

上記診断基準にはずれるもの（例えば 1 秒 56%～70%）

c. Unclassified

上記検査を施行しないか、あるいはできなかったもので、肺気腫が臨床的にうたがえるもの

II 慢性肺気腫＋肺線維症

別項の肺線維症の定義に該当し、かつ上記の肺気腫所見のあるもの

III 合併症としての肺気腫（合併肺気腫）

結核、じん肺、その他に合併せるもの

B 局所性肺気腫

肺嚢胞、嚢胞性肺気腫

（注）臨床家のみている慢性肺気腫は一つの症候群であり、これと形態学的肺気腫との関連については将来の問題となる（昭和 38 年 1 月）

〔環境省の見解〕

本制度でいう「肺気しゅ」とは、小葉型の「びまん性の慢性肺気腫」をさし、結核病変等の周囲にみられるような二次性の癍痕周囲型の局所的肺気腫は含まないものである。

- ◎ ぜん息性気管支炎の認定に関して、昭和 55 年 5 月 20 日付で、関係都道府県・市主管局長あて環境庁企画調整局保健業務課長通知「公害健康被害補償法に基づくぜん息性気管支炎の認定について（環保業第 331 号）が出ています。

[通知の内容]

ぜん息性気管支炎という名称は学術的にも問題があり、その定義、診断基準も確立していないが、現在諸家に共通したぜん息性気管支炎の臨床像はほぼ次のようなものである。

「主として 2 歳以下の小児にみられる低音性のぜん鳴と感染徴候を伴う反復する気管支炎で、呼吸困難はないか、あっても軽く、予後は大変良好である。」

ぜん息性気管支炎の認定に当たっては、具体的には次の事項に留意すること。

- (1) 医師の治療を要する気管支炎を一年以内に 4 回以上繰り返すこと。
- (2) 低音性のぜん鳴を伴い、呼吸困難（努力性呼吸）がないか、あっても軽いこと。
- (3) 本疾病は 2 才以下の者に多くみられるものであること。

なお、疾病の本質に合った適切な治療が行われるためには、正しい診断が前提となることは当然である。

ぜん息性気管支炎の認定に当たっては、乳幼児期には鑑別診断が困難なので、多様な病因による疾患が含まれてくる可能性があることを勘案し、鑑別診断が可能な限り行われているかどうか確認されたいこと。また、学童期に達すればぜん息性気管支炎様の症状を呈する症例はまれとなり、鑑別のための諸検査も容易となるので、充分鑑別診断が行われているかどうか確認されたいこと。

- ◎ 「公害の影響による疾病の指定に関する委員会」報告（昭和 45 年 3 月）の中で示されている大気汚染に係る 4 指定疾病の特徴は次のとおりです。

大気汚染に係る 4 指定疾病の鑑別診断

項目 \ 病名	気管支ぜん息	慢性気管支炎	ぜん息性気管支炎	肺気腫
病状	発作性呼吸困難	くりかえすせき・たん	せき・たんぜん鳴	息ぎれ
肺機能	不定気管支拡張剤の効果大	不定気管支拡張剤の効果小	不定気管支拡張剤の効果不定	1 秒率 55% 以下気管支拡張剤の効果なし
X 線所見	著変なし	不定	不定	黒化度の増大その他
その他	好酸球増多しアレルギー皮内反応	喀痰量増大白血球数増多し赤沈促進多し	白血球数増多し赤沈促進多し	肺性 P 残気率上昇

(注) 2 病以上にわたる場合は兼症として処理する。

## 2. 病像の変化により認定疾病が他の旧指定疾病に変更又は併発した場合の取扱い

病像の変化により、認定疾病が他の旧指定疾病に変わった場合又は他の旧指定疾病を併発した場合の取扱いについては平成13年5月24日付環企第587号により環境省総合環境政策局環境保健部長通知「公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準」（別掲資料67頁）が出ておりますので、ご一読のほどよろしくお願いたします。

認定の更新時に限り、病名変更、追加ができますので、診断書（様式1：19頁）に病像の変化によって起こった旧指定疾病についての医師の診断及び認定疾病との医学的関連性について記入してください。

## 3. 障害の程度の見直し（定期診査）

障害補償費の支給に係る被認定者の障害の程度は、1年ごとに見直しをします。その際には障害の状態に関する医師の診断と必要な検査を受けることとなりますのでご協力ください。

貴院で実施できない医学的検査は、他の医療機関で検査を受けるよう指導願います。

なお、主治医診断報告書および医学的検査結果報告書は必ず厳封して患者に携行させてください。

◎ 見直しに係る障害の程度は、大阪市公害健康被害認定審査会に諮って決定しますが、審査の過程で病状、検査所見など詳細についておたずねすることがありますので、その節はよろしくご協力くださいますようお願いいたします。

〈障害の程度の見直しのために必要な書類〉

ア 主治医診断報告書

（様式2：障害補償費 請求用…20頁  
見直し）

イ 医学的検査結果報告書

様式4：障害補償費 請求用…22頁  
見直し

ただし、認定更新申請と同時に見直しする場合は

様式3：認定更新申請（同時障害補償費 請求用…21頁  
見直し）

※なお、上記報告書等については、3枚複写となっておりますが、文書料及び検査料請求書の控えともなっておりますので、3枚目の〈医療機関控〉については、貴院にて保管してください

〈添付資料〉

呼吸機能検査、心電図検査を実施した場合は検査ペーパーを、胸部 X 線検査を実施した場合はフィルム又は、画像情報を記録した媒体（CD・DVD）を添付してください。

添付資料は、審査が終わり次第お返しします。

#### 4. 障害補償費等補償給付の支給

##### (1) 補償給付の種類

本制度では被認定者又は、その遺族に対して療養の給付等次のような補償給付を行います。

補 償 給 付 の 種 類	内 容
療 養 の 給 付 及 び 療 養 費	○療養の給付 ア. 診察 イ. 薬剤又は治療材料の支給 ウ. 医学的処置、手術及びその他の治療 エ. 病院又は診療所への収容 オ. 看護カ. 移送 ○療 養 費 やむを得ない理由のため認定疾病に係る療養の給付を受けられなかったとき被認定者に対し支給
障 害 補 償 費	被認定者に対し、障害の程度に応じ、性、年齢区分によって支給。
療 養 手 当	被認定者に対し、入院、通院日数の区分に応じて支給
遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料	認定疾病に起因して死亡した被認定者の遺族等で一定の要件を備えている者に支給。

◎ 障害補償費に係る認定疾病による障害の程度並びに遺族補償費、遺族補償一時金及び葬祭料に係る認定疾病と死亡原因の関連（認定疾病に起因して死亡したかどうか）については、大阪市公害健康被害認定審査会に諮って決定します。

◎ 療養の給付及び療養費の支給の可否については、大阪市公害診療報酬審査委員会に諮って決定します。

(2) 補償給付請求に係る必要書類

被認定者又はその遺族等が補償給付を請求するためには、次のような診断報告書や医学的検査結果報告書等を必要とします。

補償給付の種類	必 要 事 項	作成要領	様式
障 害 補 償 費	主治医診断報告書—障害補償費 請 求 用— 見直し	11 頁	様式 2 : 20 頁
	医学的検査結果報告書—障害補償費 請 求 用— 見直し	15 頁	様式 4 : 22 頁
	〔 ただし、認定更新と同時に請求する場合は 認定更新申請（同時障害補償費 請 求 用— 見直し）〕	(14 頁)	(様式 3 : 21 頁)
療 養 手 当	入院又は通院日数についての証明書 (特に必要な場合のみ)		
遺 族 補 償 費 遺 族 補 償 一 時 金 葬 祭 料	死亡診断書（死体検案書） 認定死亡患者主治医診断報告書		様式 5 : 23 頁 様式 6 : 24 頁
療 養 費	医療の内容に関する証明書、領収書など		

被認定者が補償給付の請求に関し、障害の状態に関する診断や医学的検査の実施並びに必要書類の発行等をお願いしたときは、よろしくご協力ください。

なお、障害補償費の請求に関し、貴院で検査を実施できないときは、他の医療機関で検査を受けるようご指導ください。

(3) 補償給付請求書類の作成要領

主治医診断報告書—障害補償費 請 求 用—  
見直し

◎ 主治医診断報告書—障害補償費 請 求 用—は、医学的検査結果報告書とともに公害健康

被害認定審査会が障害の程度を審査するための重要な資料となるものです。

診断報告書作成にあたっては報告書及び次の注意事項に留意していただくようお願いします。

## ア 症状について

### (ア) 息切れの症状

労作に伴う呼吸困難と同義に解釈してください。この場合、老人や寝たきりの患者では運動をしないか又はできないので、よく注意して問診していただく必要があります。

### (イ) ぜん息（ぜん息様）発作の症状

「重症発作」とは、著明な呼吸困難を伴い、起坐呼吸となり、チアノーゼ・意識障害を伴う発作又は治療に反応しがたく発作累積状態となるものをいい、「軽症の発作」とは重症発作に至らない程度の軽い発作をいいます。

なお、発作の頻度についての記載は、できるだけ長い経過の中から既往の発作の推移を記載していただくようお願いします。

### (ウ) 「常に咳及び痰がでる」とは毎日相当回数の痰の喀出を伴うか又は痰の喀出が困難な咳があるものを指し、起床時のみに1～2回の咳と痰がでる程度のものは含みません。

また、「痰の量が非常に多い」とは殆ど毎日起床後1時間の痰量が10ml以上程度のことを、「痰の量が多い」とは殆ど毎日起床後1時間の痰量が3～10ml程度のことをいいます。

## イ 管理区分について

管理区分は、補償等に関する法律施行令で定められた“障害補償費が支給される障害の程度”及び環境庁長官が定めた“障害の程度の基準”（13頁に記載）参照のうえ、医学的検査の成績も参考にしつつ総合的に判断してください。

### (ア) 認定疾病に関係のない疾患を随伴している患者については、それらの疾患の要素を除外し、認定疾病（認定疾病に関係ある疾病を含む。）のみについての管理区分を定めてください。

### (イ) A欄の「常時介護を必要とする」とは、認定疾病の病状から判断し、病状が重篤であって、ひとりで歩行、体位変換、床上起坐等をするのが不可又は不能であるか、食事や用便をするにも介助を必要とする程度の障害が認められ、常時介護人をつけておくことが必要な状態をいいます。

### (ウ) D欄の「医師の管理を必要とする」とは、対症療養は要しなくても経過観察、家庭療法の指示、検査、減感作療法等で定期的な受診を要することを指します。

◎ 障害の程度の審査にあたって主治医の管理区分はとくに重要な指標となりますので、症状及び検査所見からみた等級と管理区分の等級に差があれば、審査の過程で一度症状などについて詳細におたずねすることがあります。その節はよろしくご協力くださるようお願いいたします。

★ 障害補償費が支給される障害の程度（15歳以上）

—公害健康被害の補償等に関する法律施行令第9、10条による—

特級	労働することができず、日常生活に著しい制限を受ける程度の心身の状態、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当し、かつ、該当指定疾病につき常時介護を必要とするもの
1級	労働することができず、日常生活に著しい制限を受けるか、又は労働してはならず、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の心身の状態、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの
2級	労働に著しい制限を受け、日常生活に制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加え日常生活に制限を加えることを必要とする程度の心身の状態、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの
3級	労働に制限を受け、日常生活にやや制限を受けるか、又は労働に制限を加え、日常生活にやや制限を加えることを必要とする程度の心身の状態、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの

★環境庁長官が定めた“障害補償費に係る障害の程度の基準”（15歳以上）

—昭和49年8月31日環境庁告示第47号による—

	症 状 及 び 検 査 所 見				管 理 区 分
	息切れ（呼吸困難）	ぜん息（ぜん息様）発作	咳 及 び 痰	心 肺 機 能	
特級	会話又は着物の着脱その他身の回りのことをするにも息切れがすること。 ④	重症の発作が年間を通じて月平均10日以上であること。 ④	常に咳及び痰がで、かつ、痰の量が非常に多いか、又は痰の咯出が非常に困難であること。 ④	指数(1秒量/予測肺活量×100)をいう。以下同じ)が35以下であって、かつ、PaO2(動脈血酸素分圧)が70mmHg以下であるか、又は心電図により右室肥大の所見若しくは肺性Pが認められること。	入院を必要とし、かつ、常時介護を必要とすること。 ④
1級	休まなければ50メートル歩くことができないこと。 ③	重症の発作が年間を通じて月平均5日以上であるか、又は軽症の発作が年間を通じて月平均10日以上であること。 ③	常に咳及び痰がで、かつ、痰の量が多いか、又は痰の咯出が困難であること。 ③	指数が55以下であること。 ③	常に治療を必要とし、かつ、入院が望ましいこと。 ③
2級	同年齢の健康な人と同様に歩くことはできないが、自分の歩調なら平地で1キロメートル以上歩くことができること。 ②	重症の発作が年間を通じて月平均1日以上であるか、又は軽症の発作が年間を通じて月平均5日以上であること。 ②	日常生活に支障がある程度、常に咳及び痰がでること。 ②	指数が70以下であること。 ②	常に治療を必要とし、かつ、時に入院を要すること。 ②
3級	平地で同年齢の健康な人と同様に歩くことができるが、坂道や階段では遅れること。 ①	軽症の発作が年間を通じて月平均1日以上であること。 ①	日常生活に軽度の障害がある程度、季節的又は1年のうち3月以上常に咳及び痰がでること。 ①	指数が70以下であること。 ①	常に医師の管理を必要とし、かつ、時に治療を必要とすること。 ①

(備考) 各等級の「症状及び検査所見」は、次のいずれかに該当する程度であるものとする。

1. 「息切れ（呼吸困難）」及び「心肺機能」が当該等級の欄に掲げる程度であるもの。
2. 「ぜん息（ぜん息様）発作」が当該等級の欄に掲げる程度であるもの。
3. 「咳及び痰」及び「心肺機能」が当該等級の欄に掲げる程度であるもの。
4. 1～3と同様又はそれ以上と認められる程度であるもの。

医学的検査について { 認定更新申請を行う場合又は認定更新申請  
と同時に障害の程度の見直しを行う場合 }

- ◎ 認定更新申請を行う場合、又は認定更新申請と同時に障害の程度の見直しを行う場合に実施していただく医学的検査は、次のとおりですのでご注意ください。
- ア 全員に対して実施する検査
- 身体計測（身長及び体重）
  - 呼吸機能検査
  - 胸部 X 線検査（肺気しゅ等の診断上ぜひ必要な場合は側面も撮影のこと。）
  - 血液検査
- イ 呼吸機能検査の結果、指数  $\left( \frac{1 \text{ 秒 量}}{\text{予測肺活量}} \times 100 \right)$  が 35%以下であった者に実施する検査
- 動脈血ガス組成検査（経皮的動脈血酸素飽和度測定でも可）
  - 心電図検査（12誘導）
- ウ その他の検査
- 喀痰顕微鏡検査、気道抵抗検査、残気量検査、血圧測定など
- ◎ 呼吸機能検査、動脈血ガス組成検査（又は経皮的動脈血酸素飽和度測定）、心電図検査等は発作時又は急性増悪時に実施せず、間けつ時に実施するようにしてください。
- ◎ 呼吸機能検査の実施にあたって患者さんの協力を充分得られなかった場合は、その旨を医学的検査結果報告書の備考欄に記載してください。
- 寝たきり等のため検査を実施できなかったときは、実施できなかった理由を医学的検査結果報告書の備考欄に記載してください。
- ◎ 医学的検査結果報告書末尾の注意事項もご参照ください。
- ◎ 呼吸機能検査、心電図検査を実施した場合は検査ペーパーを、胸部 X 線検査を実施した場合はフィルム又は、画像情報を記録した媒体（CD・DVD）を添付してください。
- 添付資料は審査が終わり次第お返しします。
- ◎ 必要な検査の一部を他院にて実施される場合、その検査項目について、別途医学的検査結果報告書を提出していただくか、他院実施の検査項目の備考欄に実施医療機関の名称、所在地、実施者名を記載してください。

医学的検査について { 障害補償費を請求する場合  
障害の程度の見直しを行う場合 }

- ◎ 障害補償費を請求する場合、障害の程度の見直しを行う場合に実施していただく医学的検査は、次のとおりですのでご注意ください。
- ア 全員に対して実施する検査  
身体測定（身長及び体重）  
呼吸機能検査
- イ 呼吸機能検査の結果、指数（ $\frac{1 \text{ 秒 量}}{\text{予測肺活量}} \times 100$ ）が 35%以下であった者に実施する検査  
動脈血ガス組成検査（経皮的動脈血酸素飽和度測定でも可）  
心電図（12誘導）
- ウ 肺気しゅ・慢性気管支炎の患者など障害の程度判定の為、主治医が必要と判断した者に実施する検査  
胸部 X 線検査など
- ◎ 呼吸機能検査、動脈血ガス組成検査（又は経皮的動脈血酸素飽和度測定）、心電図検査等は発作時又は急性増悪時に実施せず、間けつ期に実施するようにしてください。
- ◎ 呼吸機能検査の実施にあたって患者さんの協力を十分に得られなかった場合は、その旨を医学的検査結果報告書の備考欄に記載してください。
- ◎ 寝たきり等のため検査を実施できなかったときは、実施できなかった理由を医学的検査結果報告書の備考欄に記載してください。
- ◎ 医学的検査結果報告書末尾の注意事項もご参照ください。
- ◎ 呼吸機能検査、心電図検査を実施した場合は検査ペーパーを、胸部 X 線検査を実施した場合はフィルム又は、画像情報を記録した媒体（CD・DVD）を添付してください。  
添付資料は審査が終り次第お返しします。
- ◎ 必要な検査の一部を他院にて実施される場合、その検査項目について、別途医学的検査結果報告書を提出していただくか、他院実施の検査項目の備考欄に実施医療機関の名称、所在地、実施者名を記載してください。

## 5. 主治医診断報告書及び医学的検査結果報告書の取扱い

主治医診断報告書は、医学的検査の成績（他の検査機関で検査を実施したときは、その検査機関の検査結果報告書の成績）も参考にして作成してください。

なお、主治医診断報告書及び医学的検査結果報告書は必ず厳封して患者に携行させてください。

## 6. 診断書、主治医診断報告書及び医学的検査結果報告書の文書作成料並びに医学的検査の検査料

認定更新申請又は、補償給付請求のために必要とする診断書、主治医診断報告書及び医学的検査結果報告書の作成料並びに医学的検査の検査料は別途支払いますので、診療報酬の請求には含めないでください。診断書又は報告書が請求書も兼ねていますので、改めて請求書を提出していただく必要はありません。既に他法で請求された検査料については、その旨を備考欄にご記載ください。ただし、死亡診断書（死体検案書）は、請求者の負担とします。

## 7. 認定更新申請、補償給付請求等に必要な書類（用紙）

認定更新申請、補償給付請求等に必要な書類は、保健福祉センターで説明のうえ患者にお渡しします。手続きの方法等については担当の保健福祉センターで尋ねるようご指導ください。

## 8. その他

“認定更新申請及び障害補償費請求・診療報酬請求等の事務の流れ”（参考1：71、72頁）及び“認定更新・補償給付の審査のしくみ”（参考2：73頁）を参考までにご覧ください。

## 公害健康被害の補償等に関する法律（抜粋）

昭和 48 年 10 月 5 日

法律 第 111 号

〔（略）〕  
〔改正平成 20 年 4 月 16 日法律第 13 号〕

（認定等）

### 第 4 条

1～5（略）

6 第一種地域に係る被認定者は、同一の疾病については、重ねて第 1 項の認定を受けることができない。ただし、同一の疾病が第 2 条第 3 項の規定により定められた他の都道府県知事の管轄に属する第一種地域の区域内に住所を移し、又は 1 日のうち指定時間以上の時間をその区域内で過ごすことが常態となった場合において、当該他の都道府県知事に対しその旨の届出をしたときは、当該疾病について現に受けている第 1 項の認定は、当該他の都道府県知事がした同項の認定とみなす。

（認定の更新）

第 8 条 前条第 1 項又は第 2 項の規定により有効期間が定められた被認定者の当該認定に係る指定疾病が有効期間の満了前になおる見込みがないときは、当該被認定者は、都道府県知事に対し、認定の更新を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があった場合において、公害健康被害認定審査会の意見をきき当該指定疾病が有効期間の満了後においても継続すると認めるときは、当該指定疾病に係る認定を更新する。

3 前条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。

（障害補償費の支給）

第 25 条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者（政令で定める年齢に達しない者を除く。）の指定疾病による障害の程度が政令で定める障害の程度に該当するものであるときは、当該被認定者の請求に基づき、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、その障害の程度に応じた障害補償費を支給する。

2 環境大臣は、前項の障害の程度を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

(障害補償費の額の改定等)

**第 28 条** 障害補償費の支給を受けている者は、当該指定疾病による障害の程度につき、指定疾病の種類に応じて政令で定める期間ごとに、都道府県知事の診査を受けなければならない。都道府県知事が、障害補償費の支給に関し特に必要があると認めて診査を受けるべき旨を命じたときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の診査の結果、その者の指定疾病による障害の程度が従前の障害の程度と異なると認める場合においては、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、新たな障害の程度が第 25 条第 1 項の政令で定める他の障害の程度に該当するときは新たに該当するに至った同項の政令で定める障害の程度に応じて障害補償費の額を改定し、新たな障害の程度が同項の政令で定める障害の程度に該当しないときは、障害補償費の支給を打ち切るものとする。

3 障害補償費の支給を受けている者は、都道府県知事に対し、当該指定疾病による障害の程度が増進したことを理由として、障害補償費の額の改定を請求することができる。

4 前項の規定による請求があつた場合においては、都道府県知事は、その者の指定疾病による障害の程度を診査しなければならない。第 2 項の規定は、この場合について準用する。

5 障害補償費の額の算定の基礎となる障害補償標準給付基礎月額に変更があつたときは、障害補償費の額は、改定されるものとする。

6 第 2 項（第 4 項において準用する場合を含む。）又は前項の規定により障害補償費の額が改定されたときは、改定後の額による障害補償費の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。

7 障害補償費の支給を受けている者が、正当な理由がなく第 1 項の診査を受けなかつたときは、都道府県知事は、障害補償費の支給を一時差し止めることができる。

診 断 書

一次気系公害健康被害 認定更新申請用一

氏 名		性別	男・女	生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日	
指定地域解除前の 認定疾病名	1 慢性気管支炎 及びその続発症	2 気管支ぜん息 及びその続発症	3 ぜん息性気管支炎 及びその続発症	4 肺炎しゅ 及びその続発症					
指定地域解除後の 病状の変化によっ て認められた病名	1 慢性気管支炎	2 気管支ぜん息	3 肺炎しゅ	4 続発症	( )				
※1 認定疾病に 関係のある続発症・合併症 (上記以外の続発症・合併症)	1 なし		2 あり ( )						
※1 認定疾病に 関係のない併発症・随伴症	1 なし		2 あり ( )						
最近1年間の 症 状	⑦ せき	無 有	有のとき	1年のうちでよくでる 季節はいつか	1日のうちで いつであるか	1年のうち持続はどうか	今の症状・病状が続けて 同等でないにわたっているか		
	⑧ ぜん息	無 有	有のとき	1年のうちでよくでる 季節はいつか	1日のうちで いつであるか	1年のうち持続はどうか	今の症状・病状が続けて 同等でないにわたっているか		
	⑨ 息切れ	無 有	有のとき	最初の発作があった時 ( ) 歳 最近の発作年月 ( ) 年 ( ) 月頃		⑨3 最近1年間の月平均の最高発作回数 月平均 ( ) 日	⑨4 最近1年間の月平均の最高発作回数 月平均 ( ) 日 ※1-4の場合には必ず記入し、認定更新3ヶ月を待って発作するときは、必ず3ヶ月が同じになるようにしてください。		
	⑩ ぜん喘	無 有	有のとき	1 運動時(歩行・階段昇降時)にある		2 日常生活時にある	3 常時ある		
	⑪ ※2 気管支炎罹患	無 有	有のとき	1 かぜをひいた時にある		2 かぜをひかなくてもある	3 常時ある		
	⑫ 認定疾病及びその続発症 による入院の履歴	無 有	有のとき	最近1年間に医師の診療を受ける気管支炎に罹患した回数 ( ) 回					
	⑬ 認定疾病及びその続発症 による入院の履歴	無 有	有のとき	(注)最近1年間で入院した場合 時期 年 月 から 年 月 まで 期間 か月 日					
⑭ 理学的所見	肺 聴音		右 正常	左 正常	心臓 聴音	右 正常	左 正常	血圧 ( ) / ( )	
⑮ 総合判断	1 特効(略括)		2 寛解	3 軽快傾向	4 不変	5 悪化傾向	6 その他 ( )		
最近1年間の状況 ※必ず記入してください	⑯ 診察	内科	呼吸器科	内科	内科	内科	内科	内科	内科
	⑰ 経過	初診 年 月 日 (認定疾病及びその続発症について、貴院で初めて診察された年月日) ※必要事項を必ずご記入ください。最近1年間は医師の診察、検査までの状況について必ずご記入ください。 ※認定疾病の病状の変化により他の認定疾病に変更、追加する場合は、その変更及び認定疾病との医学的関係性についてご記入ください。							
上記のとおり診断します。		検査実施機関所在地		名 称		代 表 者		電 話 番 号	
令和 年 月 日		大 阪 市 長 あ て		担 当 医 師					

(本 大 提 出 用)

- 注意事項
- ※1 認定疾病との関係の有無は主治医の判断に基づいて決めてください。
  - ※2 ぜん息性気管支炎の認定を受けている場合には必ずご記入ください。
  - ※3 「重症発作」とは、昏明な呼吸困難を伴い、起病時咳となり、アミノペー血腫様液を伴う発作又は治療に反応しにくい発作を指すものとする。
  - ※4 「重症発作」とは、重症に陥らない程度の軽い発作。
  - ※5 1枚目(本人用)を記入 いう光景に対し、ご本人様へお渡しください。
  - ※6 2枚目(医師用)を毎頁完了済票として、毎月1か月分をとりまとめて、毎月10日までに大阪府保健衛生管理課(〒545-8501 大阪市淀川区西長崎2-1-1)までお送りください。
  - ※7 3枚目(医師用)については、認定内容について問い合わせる場合がございますので必ずお読みください。
  - ※8 本表作成時、医師の診療内容が変更になる場合、大阪府保健衛生管理課(〒545-8501 大阪市淀川区西長崎2-1-1)までご連絡ください。



請求用  
一障害補償費  
見直し

公害健康被害の補償等に関する法律  
公害健康被害認定書 主治医師報告書

(様式第32号)

見直し 月

大阪府	大阪	氏名	性別	男・女	生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日	年	齢	職業													
指定地域解除後の認定疾病名			1 慢性気管支炎及びその続発症	2 気管支ぜん息及びその続発症	3 ぜん息性気管支炎及びその続発症	4 肺炎しゅ及びその続発症																			
指定地域解除後の病状の変化によって認められた病名			1 慢性気管支炎	2 気管支ぜん息	3 肺炎しゅ	4 続発症 ( )																			
※1 認定疾病に関する併発症・合併症 (上記以外の認定疾病併発症)			1 なし 2 あり ( )																						
※1 認定疾病に関する併発症・合併症			1 なし 2 あり ( )																						
認定疾病 及びその 続発症の 治療区分	①	入院中 (今回の入院日数 日)	喫煙歴	1	喫っている (1日 本)	喫煙歴	年																		
	②	外来 (最近1か月の受診日数 日)		2	以前は喫っていたが今は喫っていない																				
	③	受診中 (上記のうち往診日数 日)		3	初めから喫っていない																				
	④	治療中断 ( )		1	禁煙を指導し、禁煙中																				
ぜん息 (様) 発作	①	軽快し受診していない (最近1か月の発作回数 回)	喫煙者に対する療養指導の状況及びその効果	2	禁煙を指導し、禁煙中 (1日 本)																				
	②	最近1年間の月平均の重症発作回数 月平均 ( ) 日		3	禁煙を指導したが効果なし (理由 )																				
	③	最近1年間の月平均の軽症発作回数 月平均 ( ) 日		4	禁煙の指導を行わず (理由 )																				
	④	※1なしの場合は0日として記入し、重症発作1回を併せて算出するときは、必ず日数が同じになるようにしてください。																							
所 見 (各症状について該当する記号を1つだけ選んで○で囲んでください)																									
症 状	息切れ (呼吸困難)	A 歩行又は普通の業務その他の通常の活動をするに支障がある	B 休まなければ30メートル歩くことができない	C 同程度の健康な人と同様に歩くことができないが、自分の歩調に合わせて30メートル以上歩くことができる	D 平地で同程度の健康な人と同様に歩くことができるが、坂道や階段では困難	E 歩行ができないが、あつても平地に歩かないもの																			
	ぜん息 (ぜん息様) 発作	A 重症の発作 (※3) が年間に1回以上あるか、又は軽症の発作 (※4) が年間に2回以上あるか、又は重症の発作が年間に1回以上ある	B 重症の発作が年間に1回以上あるか、又は軽症の発作 (※4) が年間に2回以上あるか、又は重症の発作が年間に1回以上ある	C 重症の発作が年間に1回以上あるか、又は軽症の発作が年間に2回以上あるか、又は重症の発作が年間に1回以上ある	D 軽症の発作が年間に1回以上あるか、又は重症の発作が年間に1回以上ある	E 発作がないが、あつても軽症に過ぎないもの																			
	咳と痰	A 常に咳及び痰があり、かつ、痰の量が多い (※5) か、又は重症の咳が年間に1回以上ある	B 常に咳及び痰があり、かつ、痰の量が多い (※5) か、又は重症の咳が年間に1回以上ある	C 常に咳及び痰があり、かつ、痰の量が多い (※5) か、又は重症の咳が年間に1回以上ある	D 常に咳及び痰があり、かつ、痰の量が多い (※5) か、又は重症の咳が年間に1回以上ある	E 咳と痰がないが、あつても軽症に過ぎないもの																			
※7 管理区分 (認定疾病及びその続発症について)	A 入院を必要とし、かつ、発作頻度を必要とする					B 常に治療を必要とし、かつ、入院が望ましい					C 常に治療を必要とし、かつ、入院を必要とする					D 常に治療を必要とし、かつ、入院を必要とする					E 重症治療を必要とする				
総合判断	1 治ゆ (略治) 2 寛 解 3 軽快傾向 4 不 変 5 悪化傾向 6 その他 ( )																								
最近1年間の状況 ※必ず記入してください	治療 (有) 内 容	治療 (有) 内 容	去来 薬剤	抗生物質	気管支拡張剤			副腎皮質ホルモン			β2レイド	吸入薬	その他												
		用法	内服	注射	吸入	内服	注射	総計	吸入	内服	注射	その他													
使用法欄：常時使用したものは○、時々使用したものは□をしてください。 薬名欄：今回処方した薬名を各使用法の下段に記入してください。																									
経過の概要	初診 年 月 日 (認定疾病及びその続発症について、貴院で初めて診断された年月日) ※必須項目ですので空白とせず、最近1年間または初診日以降、現在までの状況について必ずご記入ください。※																								
上記のとおり報告します。												検査実施機関 所在地													
令和 年 月 日												名 称													
大阪市長 あて												代 表 者													
												電 話 番 号													
												担 当 医 師													

(本 大 提 出 用)

- 注意事項
- 認定疾病との関係の有無は主治医師の判断に基づいてください。
  - 治療により入院し、併せて認定疾病及びその続発症の治療を受けている場合の認定疾病及びその続発症の治療区分は、外傷として取扱ってください。
  - 「重症発作」とは、著明な呼吸困難を伴い、安静時となり、チアノーゼ・意識障害を伴う発作又は治療に反応が乏しく発作頻発状態となるもの。
  - 「軽症発作」とは、重症に等しくない程度の軽いつわら。
  - 「痰の量が多量」とは、起床後1時間の痰量が10ml以上増加
  - 「痰の量が多い」とは、起床後1時間の痰量が3~10ml増加
  - 認定疾病に関する併発症・合併症がある場合には認定疾病及びその続発症 (認定疾病に併発のある病状を含む。) についての管理区分を定めてください。
  - 認定書1号の診療費の返還の取扱いに留意し、本書と同時に提出する場合は、本欄へ記入する必要はありません。
    - 1枚目 (本人提出用) を記入 ぬり渡ししてください。
    - 2枚目 (関係機関提出用) を提出された場合として、毎月1か月分をとりまとめて、毎月15日までに大阪府環境衛生管理課(庶務グループ)まで、お送りください。
    - 3枚目 (関係機関提出用) については、記載内容について問い合わせる場合がございますのでお留意ください。
    - 文書作成時、庶務課職員からの取扱いについて、大阪府環境衛生管理課(庶務グループ)に、別途ご報告とお願いが御座りますので、大阪府環境衛生管理課(庶務グループ)までご連絡してください。



一 認定更新申請 [同時障害届書 添付] 用一  
 (同時障害届書 添付 見直し)

(様式第34号)

公害健康被害の補償等に関する法律

医学的検査結果報告書

検査項目	結果
呼吸機能検査(ペーパー)	有
心電図(ペーパー)	有
レントゲン(フィルム)	有
レントゲン(CD)	有

氏名	生年月日	性別	年齢	職業
住所				
指定地域除染後の指定疾病名	1 慢性気管支炎 及びその続発症	2 気管支ぜん息 及びその続発症	3 ぜん息性気管支炎 及びその続発症	4 肺炎 及びその続発症
指定地域除染後の病状の変化によって認められた病名	1 慢性気管支炎 2 気管支ぜん息 3 肺炎しゅ 4 続発症			
検査項目	検査実施機関	検査実施時期	検査結果	備考
原則として全員 呼吸機能検査 (使用機器)	身体計測		身長 (cm) 体重 (kg) 手測肺活量 (ml) 肺容量 (ml) 努力性肺活量 (ml) % 肺活量 1 秒量 (ml) 1 秒率 (%) 指数: 1 秒量 / 手測肺活量 × 100 (%)	※本欄を目的の疾患診断以外で検査を実施した場合、検査項目別に異常値等を記入してください。
	呼吸機能検査	検査年月日	検査結果	検査機関 所在地 代表者
	動脈血ガス組成検査	検査年月日	検査結果	検査機関 所在地 代表者
	心電図検査	検査年月日	検査結果	検査機関 所在地 代表者
	臨床的動脈血酸素飽和度測定	検査年月日	検査結果	検査機関 所在地 代表者
	胸部レントゲン検査	検査年月日	検査結果	検査機関 所在地 代表者
原則として全員 血液検査	血液検査	検査年月日	検査結果	検査機関 所在地 代表者
	白血球分類	検査年月日	検査結果	検査機関 所在地 代表者
	肝臓酵素	検査年月日	検査結果	検査機関 所在地 代表者
	その他検査	検査年月日	検査結果	検査機関 所在地 代表者

(本人提出用)

○ 文書作成料、医学的検査料(診断料含む)については、公害健康被害の請求には含めなくてください。  
 (ただし、公害健康被害及び他法等ですべてに請求済みの検査データを含む場合は、報告された場合は、備考欄「済」に「済」を記入してください。)

上記のとおり報告します。 検査実施機関 所在地  
 令和 年 月 日 名 称  
 代表者  
 電話番号  
 大阪市 区 町 丁目 番 号  
 担当医師

(注意事項)  
 ① 呼吸機能検査、動脈血ガス組成検査、心電図検査等は、発症時又は急性増悪時に実施せず、閉付期間に実施すること。  
 ※ 1 手測肺活量はボールドウィン方式によって求める。 {男 (27.62-10.112×年齢) ×身長 (cm)}  
 {女 (21.78-10.101×年齢) ×身長 (cm)}  
 ※ 2 努力性肺活量は P (mm) / B (sec) 2.5以上を用いる。  
 ※ 3 右室拡大はWHOの基準により判定する。  
 1) 75%以上のクオーターがあれば異常  
 2) 1) がない場合、次の3項目のうち2項目があれば異常: a. R/S<1, b. R/S1>, c. 下葉全右肺ブロッカ  
 ※ 4 臨床的動脈血酸素飽和度測定による異常の割合は、※(1)欄に○印を入れてください。  
 ② 2番払いを防ぐため、公害健康被害届及び他法等ですべてに請求済みの検査データをご報告された場合は、備考欄「済」に「済」を入れてください。  
 ③ レントゲン、呼吸機能などの検査を、他の医療機関で実施した場合は、検査項目の備考欄ごとに、病院名、所在地、代表者を記載してください。  
 ④ 1枚目(本人提出用)を記入 のうえ封封し、添付資料と併せてご本人様へお返しくください。  
 ⑤ 2枚目(関係機関提出)を郵送完了報告として、毎月1か月分をとりまとめて、翌月10日まで大阪府健康被害管理課(〒545-8501)へお送りください。  
 ⑥ 3枚目(関係機関提出)については、記載内容について問い合わせる場合がございますので必ず保管してください。  
 ⑦ 文書作成料、医学的検査料のお支払いについて、大阪府健康被害以外の医療機関は、別途大阪府と契約が必要ですので、大阪府健康被害管理課(〒545-8501)まで連絡してください。  
 ⑧ 添付資料および検査結果により、医学的検査料(診断料含む)は、検査月が前月の3か月前から有効になります。それ以前に実施した検査の検査料は別途、別途報告等でご確認ください。  
 (例: 手紙の到着日(報告)が4月中になっている場合は、3か月後の1月以降に実施した検査が対象になり、12月以降に実施した検査は本書での支払い対象外になります。)



### 死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。かみ書で、できるだけ詳しく書いてください。

**記入の注意**

生年月日が不明の場合は、推定年齢をカッコで付して書いてください。  
夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

「老人ホーム」は、介護老人ホーム、特別養老老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。

死亡したところの類別で「3介護医療院・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名前に続けて、介護医療院、介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。

傷病名等は、日本語で書いてください。  
Jコードは、傷病名について発病の期（例：急性）、部位（例：前頭部）、病位（例：胃噴門部がん）、性状（例：有膜組織腫）等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠経過簿」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠経過簿の分娩中」と書いてください。

産後28日未満の死亡の場合は「妊娠経過簿産後簿何日」と書いてください。

Jコード及びJ欄に関係した手術について、術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や依頼等による情報についてもカッコで書いてください。

「2交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。  
「5煙、火災及び火傷による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

「住居」とは、住宅、宿舎等を含み、老人ホーム等の施設施設は含まれません。

傷害がどういった状態で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波診断等により算定し、できるだけ正確に書いてください。

母子健康手帳等を参考に書いてください。

氏名	1男	明治 昭和	年 月 日
	2女	大正 平成 令和	年 月 日
死亡したとき	令和 年 月 日 午前・午後 時 分		
死亡したところ	死亡したところの類別 1 病院 2 診療所 3 介護医療院・介護老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他		
及びその種別	死亡したところ 番地 番 号		
死亡の原因	I (ア)直接死因		発病(発症)又は受傷から死亡までの期間
	(イ)の原因		
	(ウ)の原因		
	(エ)の原因		
手術	I 手術には死因に關係しないがI欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等		令和 年 月 日 平成 年 月 日 昭和
	II 手術		
解剖	1 無 2 有		手術年月日
	1 無 2 有		
死因の種類	1 病死及び自然死 外因死 不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火傷による傷害 } その他及び不詳の外因死 { 6 窒息 7 中毒 8 その他 } 12 不詳の死		
	外因死の追加事項		
外因死の追加事項	傷害が発生したとき 令和・平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分		傷害が発生したところ
	傷害が発生したところの種別		都道府市区町村
生後1年未満で死亡した場合の追加事項	出生時体重 グラム		妊娠週数 週 週
	妊娠・分娩時における母体の病歴又は異状		母子健康手帳等
その他特に行うべきことから	出生年月日 昭和 平成 令和 年 月 日		
	前記までの妊娠の結果 出生死 人 死産児 胎 (妊娠週23週以後に限る)		
上記のとおり診断(検案)する	診断(検案)年月日 令和 年 月 日		
	本診断書(検案書)発行年月日 令和 年 月 日		
医師	病院、診療所、介護医療院若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所		番地 番 号
	(氏名) 医師		
(電話番号)	( )		
	( )		

(様式 第36号)

公害健康被害の補償等に関する法律  
認定死亡患者主治医診断報告書

画	有	呼吸機能検査ペーパー
画	有	心電図ペーパー
画	有	レントゲン(フィルム)
画	有	レントゲン(CD)

—遺族補償費・遺族補償一時金・葬料請求用—

公害医療手帳 記号番号	大阪 -	性別	男・女	生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日	年令	満	才
氏名	指定地域解除前の 認定疾病名		1. 慢性気管支炎 及びその続発症 2. 気管支ぜん息 及びその続発症 3. ぜん息性気管支炎 及びその続発症 4. 肺気腫 及びその続発症 41. 慢性気管支炎 42. 気管支ぜん息 44. 肺気腫 45. 続発症 ( )								
死亡年月日	令和	年	月	日	死亡場所						
死亡原因	I				II						
	病名	病名	病名	病名	病名	病名	病名	病名	病名	病名	病名
受療状況	主病名	1	継続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診
		2	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診
		3	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診
	併発病名	1	継続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診
		2	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診
		3	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診	断続的に外来受診
入院の状況		年 月 日 より 年 月 日 まで 入院先医療機関名 ( )									
死亡前の 経過の概要	※1. 認定疾病の症状・治療内容や経過を、他疾病の状態も含めて詳しくお書き下さい。 ※2. 死亡診断(死体検案)をされていない場合は、最終受診時までの経過をお書き下さい。										
認定疾病と 死亡の関連	1. 認定疾病により死亡したか、明らかに認定疾病に起因して死亡したと考えられる。 2. 明らかとはいえないが、認定疾病が大きく起因して死亡したと考えられる。 3. 明らかとはいえないが、認定疾病よりも他の疾患が大きく起因して死亡したと考えられる。 4. 認定疾病に起因して死亡したとは考えられない。 5. わからない。 (1から5までを選んだ理由)										
上記のとおり報告します。											
令和 年 月 日 医療機関 所在地 名称 大阪市長あて 医師											

(提出用) ◎厳封してお渡しのこと。

(備考) 実施された以下の検査書類についてご提出ください。  
・認定疾病を評価し得る資料としての血液検査、胸部画像及びその陰影所見  
・死亡を推定し得る資料としての血液検査、画像及びその陰影所見  
(血ガス検査、経皮的動脈血酸素飽和度測定、呼吸機能検査成績、心電図等)

(通達機関番号) ※保健所使用欄